

予算	款	項	目	決算書		目 名	事業名称
	2	1	7	120	頁		
						企画費	企画事業

1. 概要

目的	市民参加による基本計画等の策定・変更等を行う	対象	市民
事業概要	○自治基本条例関連事業 豊後大野市まちづくり基本条例(自治基本条例)は、地方自治の本旨である「住民自治」を実現し、さらに本市が目指す「協働社会」を構築していく上での、市民・団体・議会・行政等の共有の指針ともなる根本条例である。H28年度は豊後大野市自治推進委員会を5回開催、まちづくり基本条例の検証を行い条例改正した。		
	○過疎対策事業 H28年3月31日(H27年度)失効の過疎地域自立促進特別措置法が、同法の一部改正により、H33年3月31日(H32年度)までの5年間延長された。本市ではH27年度に5年間の過疎自立促進計画を策定した。		
	○地域創生事業 まち・ひと・しごと創生法に基づき、本市の今後の目標や基本的方向、具体的な施策をまとめた「豊後大野市人口ビジョン」及び「豊後大野市総合戦略」をH27年10月に策定した。H28年度は、豊後大野市総合戦略推進委員会による事業検証と総合戦略の一部改定を協議し、H28年11月に総合戦略改訂版を策定した。		
	○地域リーダー育成事業(地方創生加速化交付金事業 H28年度繰越) 地方創生の推進と地域の課題を解決に導くリーダーを育成するため、初年度のH28年度は朝地・大野地区でリーダー研修を行った。		
	○新エネルギー導入促進事業 今後の本市におけるエネルギー政策推進のための方向性を示す「豊後大野市新エネルギービジョン」、あわせて総務省委託事業である「豊後大野市分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン」を策定した。		

臨／経	細事業名称	事業内容（主な経費等）		前年度決算額 （千円）	予算現額 （千円）	決算額 （千円）	財源内訳				評価
							国・県支出金	地方債	その他	一般	
経常	自治基本条例関連事業	自治推進委員会 (5回)	報酬	368	851	420				420	3
経常	過疎対策事業	大分県過疎地域振興 協議会負担金	負担金補助及 び交付金	328	292	276				276	3
臨時	地域創生事業	事業計画推進委員会 (2回)	報償費	6,326	820	713				713	3
臨時	地域リーダー育成事業 (H27繰越)	地域リーダー育成業務 委託料	委託料		5,071	5,007	4,999			8	3
新規											
臨時	新エネルギー導入促進事業	新エネルギービジョン 策定業務委託料	委託料		28,941	27,474	23,000			4,474	2
廃止											
経常	総合計画推進事業			4,153							
計				11,175	35,975	33,890	27,999	0	0	5,891	

2. 指標設定

成果指標	指標名		計画策定 及び条例制定		目標 年度	H32	指標の設定理由				
	数値		—				総合計画前期基本計画の4-1-(2)、4-2-(1)、6-2-(1)で目標としているため				
活動指標	指標	a	地域リーダー受講者数(累積)		b	市民会議開催回数		c		d	
	数値	目標	70人		目標	12回/年		目標		目標	

3. 実績（上段・実績／下段・達成率）

成果指標名		単位	H 2 6	H 2 7	H 2 8
計画策定及び条例制定			—	—	—
			—	—	—

活動指標名		単位	H 2 6	H 2 7	H 2 8
a	地域リーダー受講者数(累積)	人	—	—	21 人
			—	—	30.0 %
b	市民会議開催回数	回	—	—	28 回
			—	—	233.3 %
c					
d					

課題	
市民のまちづくりへの参画意識を高める情報提供が十分とは言えない状況にある。	
対応（改善点等）	
まちづくり基本条例の内容を啓発すると同時に市政に興味を持ってもらうための取組を行う。	

4. 課題と対応

5. 事業費・・・H 2 6～H 2 8（決算額）、H 2 9（予算現額）

決 算 額（千円）		H26	H27	H28	H29
		1,948	11,175	33,890	13,439
うち経常経費		1,948	4,849	696	1,141
財源内訳	国 県 費		5,201	27,999	
	市 債				
	そ の 他				10,000
	一般財源	1,948	5,974	5,891	3,439
	うち経常	1,948	4,849	696	1,141

6. H 3 0 年度予算の方向性

方向性
前年並
理由
各種計画の変更等については継続的に行う。

7. 担当課による分析

着眼点		分析	分析根拠
① 事業の必要性	必要性の再確認	3	「自治基本条例」「過疎対策事業」「総合戦略」は、本市行政運営の根幹をなすものである。
② 行政の関与性	責任領域の精査	3	行政運営の総合的な指針となる計画であることから市が実施主体となる。
③ 手段の妥当性	活動指標の分析	3	参加と協働によるまちづくりにためには、市民会議等を重ねる必要がある。
④ 事業の有効性	成果指標の判断	3	各種計画の策定及び条例の制定については、すでに完了している。

8. 内部評価委員会評価（委員会評価）

事業の方向性	評価内容
継続	総合計画・総合戦略の進捗状況を把握し、地方創生を推進すること。